

# 令和6年度

## 東村山市社会福祉協議会助成事業 応募要領

ボランティアや市民活動の開発・発展を通じて、誰もが安心して暮らせるまちづくりをすすめるために、主に市内で福祉活動に取り組んでいる当事者団体・市民活動団体に、活動資金を助成します。

助成金の種類	1当事者団体助成 2地域福祉活動助成 3ふれあい・いきいきサロン運営費助成		
対象となる団体	年間を通じて、住民主体による地域福祉活動に取り組み、各助成の応募資格及び次の各号の全てを満たす団体。 (1)本要領を遵守することに同意していること (2)政治、宗教又は営利を目的としていないこと (3)東京都暴力団排除条例に規定する暴力団と関係がある団体ではないこと (4)社協への照会等に関して、活動団体として情報開示することに同意していること		
説明会	当事者団体助成	令和6年1月31日(水) 東村山市社会福祉協議会 地域福祉活動室にて	13:30～14:15
	地域福祉活動助成		11:00～11:45
	ふれあい・いきいきサロン 運営費助成		10:00～10:45
応募受付期間	令和6年2月1日(木)～16日(金) ※日・祝日を除く		
応募方法	各助成とも指定の申請書で応募してください ※提出された書類は、社会福祉協議会個人情報保護規程により管理し、助成決定のための審査以外には使用いたしません		
審査および結果	いずれの助成も社会福祉協議会助成審査会で厳正な審査を行い、令和6年4月末日までに結果を直接各応募団体に通知する予定です		
実績報告	助成を受けた団体は、活動終了後は決められた日までに報告をしていただきます		

※申請は1団体1種類の助成に限ります。

※申請の期間中、個別相談に応じます。必ず事前に電話でご予約ください。(土・日・祝日を除く)

この助成は、市民の方から寄せられる「歳末たすけあい運動(募金)」の配分金、「社会福祉協議会会費」及び「社会福祉協議会への寄付金」を主な財源としています。

事業実施にあたっては、広報紙・チラシなどへ、社会福祉協議会の助成金を受けて実施していることの掲載をお願いします。



### 社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会

担当：まちづくり支援係

〒189-0022 東村山市野口町1-25-15 Tel (394)6333 FAX(393)0411  
URL <http://hm-shakyo.or.jp> メール [machi@hm-shakyo.or.jp](mailto:machi@hm-shakyo.or.jp)

## ★各助成事業についての共通事項★

### ■対象とならない経費

- (1) 家賃、電話料及び水道光熱費等、団体を維持するために必要な経費
- (2) 申請団体の活動に従事する構成員（運営側スタッフ）に支給する謝礼等
- (3) 特定の個人に帰属する経費  
(プロバイダ使用料、Zoom アカウント費、運営側スタッフの資格研修費・受講料等)
- (4) 助成金の使途を明確にできない経費  
(領収書又はレシートがない、領収書に支出の内訳が記入されていない等)
- (5) 記念事業(式典、出版等)への経費
- (6) 各種ポイントや個人所有の金券で立替払いを行った際の支払い経費
- (7) 慶弔費
- (8) その他、会長が適切でないと思えたもの

### ■一部の対象経費についての注意事項

①1回の支出で1万円を超える経費（謝礼・備品等）は、支出根拠を確認するため、申請書類と一緒に「見積書」の添付をお願いします。

※1品あたりの金額が1万円以下であっても、同一物品を複数まとめて購入する場合も同様に「見積書」の添付をお願いします。（例；エプロン、ビブス、のぼり旗等）

②個人名義のクレジットカードで立替払いをした際は、その個人に対して会から代金を支払った証明となる受領書を作成し、綴っておいてください。

### ■申請受付後のスケジュール

令和6年2月28日(水) 午後2時～	・プレゼンテーション（地域福祉活動助成のみ） ・助成審査会
4月上旬	助成金交付決定通知書送付
4月10日(水)	助成金交付請求書締切
4月下旬	助成金交付

### ■報告書の提出

当事者団体助成 ふれあい・いきいきサロン運営費助成	年度終了後(3月31日)1か月以内に、所定の報告書により事業及び決算を報告
地域福祉活動助成	事業が終了した日、又は事業年度終了(3月31日)から1か月以内に所定の報告書により事業及び決算を報告

### ■その他

社協助成事業は、市民の方から寄せられる「歳末たすけあい運動（募金）」、社会福祉協議会会費」及び「社会福祉協議会への寄付金」を主な財源としています。

「歳末たすけあい運動」（募金運動期間；12月1日～31日）や、社会福祉協議会の団体会員加入のご協力を是非ご検討ください。

# 1 当事者団体助成

市内の障害者団体などが活動をさらに活発に行っていただくことにより、障害への理解や福祉の啓発を行うことを目的に、団体へ助成金を交付します。

## (1) 応募資格

市内を中心に活動している障害者など本人および家族を主体とした団体で、会則・会員名簿を有し、10名以上の会員がいる団体であること。また、総会など意志を決定する場を持ち、年間事業計画および予算にもとづいて活動している団体であること。

## (2) 助成金額

①活動基本額 1団体あたり25,000円

②加算額 会員1名あたり200円（ただし、会員として計算する人数は、市内に住所を有する障害者など本人および家族とする）

※①活動基本額、②加算額を合わせて80,000円を助成上限額とする。

※助成額は会の予算の1/2以内とする。

## (3) 提出期間

令和6年2月1日（木）～2月16日（金）まで ※午前9時～午後5時（日、祝日を除く）

## (4) 申請書類

◇助成金交付申請書（所定書式）

◇事業計画書および会員の状況（所定書式）

◇収支予算書（案）（所定書式）

◇会員名簿

提出していただいた名簿は、東村山市社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づいて管理し、助成確定後に破棄いたします。

## (5) 実績報告

年度終了後（3月31日）1か月以内に、所定の報告書により事業及び決算の報告をしてください。東京都共同募金会に報告する「ありがとうメッセージ」も合わせてご提出ください。



## 社会福祉協議会（社協）は…

事業に協賛・協力していただける方に会員となっただき

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

個人でもグループでも会員になることができます。

まだ会員になっていない方・団体は、ぜひご加入ください。



## 2 地域福祉活動助成

地域での高齢者・障害者・児童の支援、交流活動や見守り活動、地域への社会貢献活動などに取り組んでいるNPO・市民活動団体、ボランティアグループ等の新規事業、活動充実・発展に資する事業に助成します。

### (1) 応募資格

市民を対象として主体的、自発的活動に取り組んでいるボランティアグループ・NPOなど非営利の市民活動団体であること。また年間事業計画、予算にもとづいて活動している団体であること。助成事業のプレゼンテーション（計画説明）に参加できること。

### (2) 助成対象事業

上記団体が行う市民を対象とした次のいずれかの非営利の事業に助成します。

- ◇高齢者・障害者の支援活動、見守り活動
- ◇認知症、寝たきり予防活動
- ◇育児・子育て支援活動
- ◇福祉啓発・学習活動
- ◇社会参加・生きがい支援活動
- ◇高齢者、障害者、児童との交流活動
- ◇その他

### (3) 助成金額

- ① 1事業につき、100,000円を上限として助成
  - ② 同一事業の申請は、最長3年間を限度とする。
- ※審査により助成の可否及び助成金額を決定します。



### (4) 提出期間

令和6年2月1日（木）～2月16日（金）まで ※午前9時～午後5時（日、祝日を除く）

### (5) 申請書類

- ◇助成金交付申請書（所定書式）
- ◇事業計画書（所定書式）
- ◇事業収支予算書（所定書式）
- ◇事業の企画書など
- ◇会員名簿



### (6) 実績報告

事業が終了した日または事業年度終了(3月31日)から1か月以内に、所定の報告書により事業及び決算の報告をしてください。東京都共同募金会に報告する「ありがとうメッセージ」も合わせてご提出ください。

### ★プレゼンテーション

日時：令和6年2月28日（水）午後2時～

会場：社会福祉協議会 地域福祉活動室（東村山市野口町1-25-15）

※助成審査会委員に各団体5分程度のプレゼンテーションを行っていただきます。

※プレゼンテーションに参加できなかった団体には助成できません。

### 3 ふれあい・いきいきサロン運営費助成

地域の住む高齢者、障害者、子育て中の親子が孤立せず、健康を維持し生きがいを持って暮らせるよう、身近な場所で定期的にふれあい・いきいきサロン活動を行っている団体に助成します。

#### (1) 応募資格

高齢者・障害者・子育て中の親子等を対象に、身近な場所で定期的に（月1回以上）ふれあい・交流活動の場を非営利で提供する市民団体で、構成員（参加者と運営するボランティア）がおおむね10名以上であること。

#### (2) 助成金額

- ①活動基本額 月1回開催の場合年間12,000円、月2回以上開催の場合年間20,000円を上限として助成
- ②活動保険料 「ふれあいサロン傷害保険」に加入する場合、保険料の半額を助成
- ③会場使用料 サロン開催に必要な会場使用料の1回あたり500円を上限として助成
- ④新規サロン サロンを新設する団体に、初年度に限り20,000円を助成

#### (3) 提出期間

令和6年2月1日（木）～2月16日（金）まで ※午前9時～午後5時（日、祝日を除く）

#### (4) 申請書類

- ◇助成金交付申請書（所定書式） ◇事業計画書（所定書式） ◇収支予算書（所定書式）
  - ◇参加者名簿 ◇ふれあいサロン傷害保険申込書（サロン保険を掛ける団体のみ）
- ※サロン保険を申し込まれる場合、助成金交付後に保険料を受領させていただきます。詳細は決定通知と併せてご案内いたします。

#### (5) 実績報告

年度終了後（3月31日）1か月以内に、所定の報告書により事業及び決算の報告をしてください。東京都共同募金会に報告する「ありがとうメッセージ」も合わせてご提出ください。



### ふれあい・いきいきサロンとは……

「ふれあい・いきいきサロン」とは、高齢者・障害者・子育て中の親子等を対象に、歩いていける場所でボランティアと参加者が共同で企画・運営していく仲間づくりの場です。

地域で孤立することなく、「気軽に」「無理なく」「楽しく」「自由に」参加でき、そこで一緒にお茶を飲んだり食事をしながら交流することにより、地域でいきいきと元気に暮らしていただけることを目的としています。但し、特定の方を対象とした趣味活動などは助成の対象外とさせていただきます。※活動内容が助成に該当するか不明な時は事前にご相談ください。